土曜日、

休日休刊

日刊

東京都

目

次

○公共測量の実施 ………………………………(都市整備局都市基盤部調整課 (四件)

○指定障害福祉サービス事業者の指定………… ……(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)…

○保安林の指定予定…(産業労働局農林水産部森林課)… рЦ

示

ㅁㅁ

四

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し………… ……………………(主税局課税部課税指導課

○軽油引取税に係る特約業者の指定…………(同 $\stackrel{\smile}{:}$ ൛ൎ

部土地利用計画課・都市基盤部調整課・交通企画……………(都市整備局都市づくり政策 課 街 路計画課・市街地整備部防災都市づくり課 Ŧī.

○開発行為に関する工事完了(二件) 建築指導事務所開発指導第一課·開発指導第二課 (都市整備局多摩

○地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

1

発 行

(地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター)…

七

四

測量の期間

令和三年八月三十日から令和四年二月

告

示

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、 ●東京都告示第百六十六号 測量法

(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

東京都

通知があったので、同条第三項の規定により告示する。 北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨

令和四年二月十七日

東京都知事 小 池

百

合

子

測量施行者 東京都

測量の種類 公共測量 (三級基準点及び四級基準点測

測量の区域 町一丁目、栄町二丁目、府中市若松町一丁目、白 新川二丁目各地内 白糸台 新川 二丁目及び二丁目、栄

四

三

測量の期間 令和三年九月二十四日から令和四年二月

二十八日まで

●東京都告示第百六十七号

 $\overset{\smile}{:}$

൛ൎ

があったので、 西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 同条第三項の規定により告示する。 東京都

令和四年二月十七日

東京都知事 小 池 百

合

子

測量施行者 東京都

Ł

公共測量

測量の種類 (三級基準点測量

測量の区域 青梅市成木三丁目及び成木四丁目各地内

 \equiv

十八日まで

東京都告示第百六十八号

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、 条第三項の規定により告示する。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 練馬区

令和四年二月十七日

東京都知事 小 池 百

合子

測量施行者 練馬区

測量の種類 公共測量

 \equiv 測量の区域 玉北四丁目及び豊玉北五丁目各地内練馬区豊玉上二丁目、豊玉北三丁目、 (都市再生地籍調査

豊

測量の期間 令和三年十月十三日から令和四年二月十 八日まで

●東京都告示第百六十九号

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、 条第三項の規定により告示する。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 杉並区

令和四年二月十七日

東京都知事 小 池 百

合

子

測量施行者 杉並区

測量の種類 公共測量 (三級基準点改測

測量の区域 内三丁目各地内 杉並区和田一丁目、 和田二丁目及び堀ノ

測量の期間 令和三年十月二十九日から令和四年二月

兀

 \equiv

二十二日まで

●東京都告示第百七十号

う。)第三十六条第一項の規定により、 援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則 五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支 付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第 の法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」とい に基づき、次のとおり告示する。 (平成十八年東京都規則第七十二号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 第六条第一項の規定 令和四年一月一日

令和四年二月十七日

報

東京都知事 小 池 百

合子

東京

都

公

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

		事業所の所在地	主たる対象者	主たる対象者				
		新宿区中落合2-27-18 ガーデニア903						
合同会社そらヘルパーステーション	そらヘルパーステーション	品川区平塚1-6-4 長谷川ハイツ103						
カ株式会社 チカラ ケアクラフト 継		大田区南六郷1-28-21		知的障害者		精神障害者		
		練馬区貫井1-44-8 コンチネンタルハイツ富士見台202	身体障害者	知的障害者	障害児	難病等対象者		
		足立区西綾瀬3-2-1						
BIG UP株式会社	もっちケアサービス	江戸川区南篠崎町4-9-8 エスポアール瑞江201						
合同会社江戸hana	アプローズ・ケア小岩店	江戸川区百小岩4-3-2 茶乃木コーポラス201						
医療法人社団和風会 医療法人社団 和風会 ファーストケア よ		江戸川区署江2-25-4 倉持ビル101						
		青梅市新町1-43-12	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者		
		町田市森野2-3-6 森野サニーハイツ203	身体障害者	知的職問	著 障:	19児		
合同会社ホームアシスタントサービス	訪問介護本舗 町田	町田市高ヶ坂5-31-4 ハイツ高瀬101	町田市高ヶ坂5-31-4 ハイツ高瀬101					
合同会社きらり	今同会社さらり		身体障害者	身体障害者				

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	主たる対象者		
一般社団法人U'olu	Owl	新宿区中落合2-27-18 ガーデニア903				
合同会社そらヘルパーステーション	そらヘルパーステーション	品川区平塚1-6-4 長谷川ハイツ103				
株式会社アルファソーシャルサービス	コージネスケア大田	大田区南六郷1-28-21	知的障害者	知的障害者 精神障害者		
力株式会社	チカラ ケアクラフト 練馬(医) サイー44-8 コンチネンタルハイツ富士見台202		身体障害者	身体障害者 知的障害者 難病等效		病等対象者
社会福祉法人爱寿会	あいじゅの訪問介護ひだまり	足立区西綾瀬3-2-1				
今同会社江戸hana	アプローズ・ケア小岩店	江戸川区西小岩4-3-2 茶乃木コーポラス201				
株式会社ナチュリティ	訪問介護ステーション アラジン	江戸川区瑞江2-25-4 倉持ピル101				
医療法人社団和風会	医療法人社団 和風会 ファーストケア	青梅市新町1-43-12	身体障害者 知	的障害者	精神障害者	難病等対象
株式会社ポートエモーション	訪問介護事業所ポート	町田市森野2-3-6 森野サニーハイツ203	身体障害者		知的障害者	
合同会社ホームアシスタントサービス	訪問介護本舗 町田	町田市高ヶ坂5-31-4 ハイツ高瀬101		<u> </u>		
合同会社きらり	訪問介護事業所するれ	武蔵村山市大南1-89-2 コーポ・ハリ102	身体障害者	身体障害者		

3 令和4年2月17日((木曜日) 東	京都公報		(第175	137
サービスの種類 同行援護					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
合同会社そらヘルパーステーション	そらヘルパーステーション	品川区平塚1-6-4 長谷川ハイツ103			
合同会社き60	訪問介護事業所するれ	武巌村山市大南1-89-2 コーポ・ハリ102	身体障害者	障害児	
サービスの種類 行動接藤					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ケアろぐ	訪問介護ケアろぐ	足立区鹿浜3-30-12 第2ワイエスピル307			
サービスの種類 生活介護					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ウッディ	ナーシングルーム ぼのぼの	高師区東金町3-41-27	身体障害者(肢体不) 聴覚·言語、内部障害		等対象者
サービスの種類 短期入所	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		_
合同会社はんず	はんずホームα	育梅市大柳町1552-5	知的障害者		
株式会社BMS	いちごテラス町田常盤町	町田市常盤町3191-1		11的障害者 精神	障害者
特定非営利活動法人ひだまり	ぼかぼか	羽村市羽西3-6-14	知的障害者	障害児	
サービスの種類 就労継続支援A型					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社LiNE PARK	LINE PARK	足立区綾瀬2-27-4 D1 AYASE 2階	精神障害者		
サービスの種類 就労定者支援					
申請者の名称	事業所の名称:	事業所の所在地	主たる対象者		
特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団	就労支援事業所はばたき	港区芝1-8-23 港区立陸寄保健福祉センター内			
サービスの種類 自立生活援助					
申詰者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社アニスピホールディングス	自立生活援助事業所 藤田	千代田区九段南3-1-1 久保寺ビル3階	$\overline{}$		

サービスの種類	共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地			
一般社団法人ステラ	グループホームステラ	大田区萩中1-10-21			
社会福祉法人睦月会	PastelLiving熱の木	大用区輪の木3-22-16			
株式会社びりーぶ東京	彩のいえ足立	足立区冲明2-10-7			
株式会社BMS	いちごテラス町田常盤町	町田市常盤町3191-1			
株式会社SANN	にじいろアパートメントあきる野	あきる野市原小宮1-16-5			

●東京都告示第百七十一号

二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予 定であるので告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の

令和四年二月十七日

保安林予定森林の所在場所 東京都知事

小

池

百 合子

分に限る。 大島町元町字ふきのうつ六○三番 (次の図に示す部

三 指定施業要件 土砂の流出の防備

指定の目的

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該 区 江戸川 同

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

 $(\underline{})$ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図 面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役

場に備え置いて縦覧に供する。

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第一号

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第九条第一項

令和四年二月十七日

べき区域等を次のとおり告示する。 及び第二項に定めるところにより、 下水を排除及び処理す

処理すべき区域下水を排除及び

別表のとおり

始年月日

排水施設の位置

別表に掲げる区域の地先

なお、図面は、 東部第二下水道事務所内において一般の

縦覧に供する。

令和四年二月十七日

東京都下水道局長

神

Ш

守

Ŧi.

別表のとおり

置及び名称 終末処理場の位 兀 三

式の別 対流式又は合流

合流式

供用及び処理開 令和四年二月二十五日

別表

下水を排除及び処理すべき区域

名 町 名 街区符号又は地番

区

全部 告示区域

青戸六丁 番四十番及び四十一 葛飾区小菅一丁目二番

葛飾区

同 区 青戸七丁 三十二番及び三十 同右

目

江戸川一 丁目 四十一番及び四十 一番 番一号 江戸川区臨海町一丁目一

区 東篠崎二 番

同右

終末処理場の位置及び名称

位

置

名

称

小菅水再生センター

同右

葛西水再生センター

同右

告

公

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

業者の指定を次のとおり取り消した。 条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、 四条の九第三項及び東京都都税条例 地方税法 ついて (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第百四 (昭和二十五年東京都 特約

> 東京都知事 小 池 百 合 子

名称 氏名又は 氏名 名 者の 事業所の所在地主たる事務所又は 取消年月日

株式会社 福田 俊明 地五町一丁目二十六番 千代田区神田須田 月三十一日 令和三年十二

軽油引取税に係る特約業者の指定について

条の九第一項及び東京都都税条例 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) (昭和二十五年東京都 第百四十 5 令和4年2月17日(木曜日) 東 京 都 公 報 (第17519号) 名称 氏名又は する。 都に対して意見書を提出することができる。 京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告 日産興業 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、 株式会社 業者を次のとおり指定した。 条例第五十六号) 都市計画法 途地域 令和四年二月十七日 東京都市計画用 都市計画の種 令和四年二月十七日 近隣商業地域 域第 住居専用地域 第一種中高層 都市計画の案について 関係区の住民及び利害関係人は、 種住居 小田 郎 氏名者の (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 第百三条の六第 曜 地 類 東京都知事 東京都知事 追加する部分 追加する部分 削除する部分 削除する部分 丁目地内中野四丁目、 事業所の所在地 足立区谷中四丁目地内 主たる事務所又は 中野区中野四丁目地内 江東区塩浜 都市計画を定める土地の区域 一項の規定により、 小 小 丁目 池 池 縦覧期間中東京 足立区谷中四 令和四年二月 百 指定年月日 百 日 合子 合 子 特約 東 三 する。 京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告 都に対して意見書を提出することができる 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、 四 なお、 都市計画法 縦覧場所 東京都市計画地 都市計画の種類 令和四年二月十七日 意見書の提出先 縦覧期間 縦覧場所 区地区計画品川駅周辺地 都市計画の案について 関係区の住民及び利害関係人は、 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 東京都知事 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 東京都都市整備局都市づくり政策部 追加する部分 東京都都市整備局都市づくり政策部 立区役所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 都市計画課 変更する部分 都市計画課 公告の日から 二階北側) 浦四丁目、高輪二丁目、港区港南一丁目、港南二 目及び三田三丁目各地内 港区港南二丁目地内 足立区谷中四丁目地内 都市計画を定める土地の区域 並びに中野区役所及び足 及び港区役所 (東京都庁第二本庁舎十 小 二週間 池 港南二丁目、 縦覧期間中東京 百 高輪二 合 子 亍 東 芝 四 \equiv 都に対して意見書を提出することができる する。 兀 \equiv 京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、 なお、 都市計画法 縦覧期 縦覧場所 区計画 意見書の提出先 東京都市計画地 都市計画の種類 令和四年二月十七日 意見書の提出先 縦覧期間 海地区地区計 臨海副都心青 画 都市計画の案について 都市計画の案について 関係区の住民及び利害関係人は、 (昭和四十三年法律第百号) 東京都知事 新宿区西新宿二丁目八番 新宿区西新宿 都市計画課 公告の日から二週間 川区役所 都市計画課 東京都都市整備局都市づくり政策部 変更する部分 都市計画課 東京都都市整備局都市づくり政策部 東京都都市整備局都市づくり政策部 公告の日から | 階北側) び品川区東八潮各地内 江東区青海一丁目、青海 都市計画を定める土地の区域 並びに江東区役所及び品 (東京都庁第二本庁舎十 小 二週間 一丁目八番 池 縦覧期間中東 第二十一条第 百 合子 号 묽 一丁目及

る。 京都市計画下水道に係る都市計画の案を次のように公告す 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 東

都に対して意見書を提出することができる。 縦覧期間中東京

小 池 百 合子

都市計画を定める土地の区域

三

四

水道

都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 東京都都市整備局都市づくり政策部

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部

四

縦覧期間

都市計画課

都市計画の案について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二

京都市計画下水道に係る都市計画の案を次のように公告す

項において準用する同法第十七条第一項の規定により、

東

関係区の住民及び利害関係人は、 縦覧期間中東京

都に対して意見書を提出することができる 令和四年二月十七日

縦覧場所 東京都市計画下 都市計画の種類 令和四年二月十七日 水道 東京都公共下 関係区の住民及び利害関係人は、 東京都知事 削除する部分

千代田区大手町二丁目地内

意見書の提出先 公告の日から二週間 二階北側)及び千代田区役所

都に対して意見書を提出することができる なお、関係区の住民及び利害関係人は、

令和四年二月十七日

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

市高速鉄道 東京都市計画都

線一号線分岐 変更する部分

港区高輪二丁目地内

都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部

縦覧場所

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画下

四 \equiv

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番

묽

都市計画課

東京都都市整備局都市づくり政策部

縦覧期間

公告の日から二週間

|階北側)

及び港区役所

水道 東京都公共下 廃止する部分

品川区東大井二丁目地内

縦覧場所

都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 東京都都市整備局都市づくり政策部 二階北側)及び品川区役所

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二

都市計画の案について

縦覧期間 公告の日から二週間

意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部

公告する。

項において準用する同法第十七条第一項の規定により、 京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように

東

都に対して意見書を提出することができる

令和四年二月十七日

東京都知事

小

池

百

合

子

なお、関係区の住民及び利害関係人は、

縦覧期間中東京

都市計画課

都市計画の案について

公告する。 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、 京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 東

縦覧期間中東京

縦覧場所

湘南線 京浜急行電鉄 変更する部分

市高速鉄道東京都市計画都

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

港区高輪二丁目地内

都市計画課 東京都都市整備局都市づくり政策部 一階北側)及び港区役所 (東京都庁第 一本庁舎十

意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番 公告の日から二週間 号

四 \equiv

縦覧期間

都市計画の案について

都市計画課

東京都都市整備局都市づくり政策部

三

縦覧期間

公告の日から二週間

几

7

なお、

関係区の住民及び利害関係人は、

縦覧期間中東京

羽村

市

うに公告する。

生都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する 都 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、 都市計 に対して意見書を提出することができる。 なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京 縦覧期間 縦覧場所 路 都市計画の種 令和四年二月十七日 福生都市計画道 志茂中央線 三・四・二号 画法 (昭和四十三年法律第百号) 類 東京都知事 公告の日から二週間 二階北側)及び福生市役所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 東京都都市整備局都市づくり政策部 削除する部分 追加する部 字下河原各地内福生市北田園一丁目及び大字熊川 丁目各地内 福生市北田園 都市計画を定める土地の区域 小 一丁目及び北田園二 池 第一 二十一 百 合子 条第二 福

兀 意見書の提出先 東京都都市整備局都市づくり政策部 新宿区西新宿二丁目八番 号

都市計画課

都市計画の案について

京都市計画防災街区整備方針に係る都市計画の案を次のよ 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 東

都に対して意見書を提出することができる。

令和四年! 一月十七日

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

災街区整備方針 東京都市計画防 変更する部分

縦覧場所

特別区の市街化区域全域 千代田区、中央区及び港区を除く

区役所、 谷区役所、中野区役所、杉並区役所、所、大田区役所、世田谷区役所、法江東区役所、品川区役所、目黒区役 板橋区役所、練馬区役所、足立区役豊島区役所、北区役所、荒川区役所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)並びに新宿区役所、文京 東京都都市整備局都市づくり政策部 台東区役所、墨田区役所、

葛飾区役所及び江戸川区役所

意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番 都市計画課 東京都都市整備局都市づくり政策部

番十二

開発行為に関する工事の完了について

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和四年] 一月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

勉

含まれる地域の名称 開発区域又は工区に 羽西 一丁目千六百六十 立川 住所及び氏名許可を受けた者の 市錦町四丁目四番

号

八番 0) 部

代表取締役 榎本

和

十一番一 中町二丁目二千百九 代表取締役 日一建設株式会社 練馬区石神井町二丁目二 六番十一号 十

堀 口

忠美

開発行為に関する工事の完了につい

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和四年! 一月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

井

勉

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称 多摩市落合一丁目二十六番 許可を受けた者の 住所及び氏名

番七の一部、同番十一及び同八、三十二番三、同番四、同番四、同 恵比寿建設株式会社 代表取締役 阿武 髙志

雑 報

地方独立行政法人東京都立産業技術研究セン

十四条第三項の規定に基づき、 人東京都立産業技術研究センターの財務諸表について、 地方独立行政法人法 ター令和二年度財務諸表に関する公告 (平成十五年法律第百十八号) 令和二年度地方独立行政法 第 次

令和四年二月十七日

のとおり公告します。

地方独立行 ンター 政法人東京都立産業技術研究セ

理事長 奥 村 次 德

東

投資その他の資産 合計 固定資産 合計 3 投資その他の資産敷金・保証金

I 売助資産1 現金及び預金2 未収入金3 たな卸資産4 前減金5 前払費用流動資産 合計

4, 396, 998 174, 804

28, 220, 035

28, 443 37

資産 合計

32, 827, 671 4, 607, 635 京

無形固定資産 合計

115, 109 233, 640

680

582, 050

118, 456 3, 318 3, 928

106, 916

都

特許権特別権の関右特別権の関右 前原権 設圧権 意形加入権 コフトウェアの制定

公

報

2 無形固定資産

図書 有形固定資産 合計

工具器具備品 減価償却累計額

△ 16, 475, 037

2, 749, 378

36, 489 27, 489, 417

19, 224, 415 △ 13, 367

減価償却累計額

減価償却累計額 車両運搬具

△ 57, 287 24, 751 △ 24, 751 13, 367

構築物 減価償却累計額 機械装置

減価償却累計額

19, 567, 718 △ 9, 154, 524 147, 643

10, 413, 194 14, 200, 000

90, 355

表][8]

	19, 567, 718	建物
14, 200, 000		
		1 有形固定資産
		I 固定資産
		資産の部

(単位:千円)

32, 827, 671	II		負債純資産 合計
25, 773, 272			純資産 合計
	2, 050, 702	19, 576 102, 920 412, 087 1, 516, 117 (1, 516, 117)	四 利益剰余金 1 前中期目標期間線越積立金 2 目的積立金 3 積立金 4 当期未処分利益 (うち当期総利益) 利益剰余金 合計
	△ 4,329,261	2,001,917 \(\Delta \) 6,331,178	I 資本剩余金1 資本剩余金2 損益外域価償却累計額資本剩余金 合計
	28, 051, 831	28, 051, 831	絕資産の部 1 資本金 1 地方公共団体出資金 資本金 合計
7, 054, 399			負债 合計
	4, 495, 966 2, 558, 432	5, 394, 213 18, 184 18, 413 2, 059 233, 640 118, 456 64, 153 2, 381, 044 58, 548 2, 175 34, 468 34, 468	資庫見返準過買交付金 資産見返補助金等 資産見返売付金 資産見返売付金 資産見返売付金 リントウェア仮勘定見返運営費交付金 村許権収勘定見返運営費交付金 固定負債 合計 1 預り補助金等 2 未払過費 3 未払費用 4 未払消費税等 5 前受金 6 預り金 売勤負債 合計
		0 004	具質の語 1 固定負債 1 資産見返負債 1 資産見返負債
(単位:千円)			D. Int. Distra

貸借対照表 (2021年3月31日)

9

損益計算書 (2020年4月1日~2021年3月31日)

損益計算書 (2020年4月1日~2021年3月31日)

(第17519号)

キャッシュ・フロー計算書 (2020年4月1日~2021年3月31日)

(単位:千円)

利益の処分に関する書類

VI 資金期末残高 V 資金期首残高 IV 資金增加額 資金に係る換算差額 投資活動によるキャッシュ・フロー 1 定期預金の払戻による収入 業務活動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー 業務活動によるキャッシュ・フロー 9 利息及び配当金の受取額 5 保証金の返還による収入 3 有形固定資産の売却による収入 4 無形固定資産の取得による支出 2 有形固定資産の取得による支出 8 補助金等収入 1 人件費支出 6 手数料収入 4 運営費交付金収入 補助金等の返還金支出 その他の業務支出 その他の事業収入 受託収入 △ 3, 312, 055 \triangle 3, 670, 105 405 △ 343, 808 4, 396, 998 △ 800, 253 1, 401, 190 3, 339, 269 7, 377, 869 1,057,728 △ 44, 130 1, 401, 107 174, 135 401,667 94, 789 334, 923 500,000 △ 115 346 169

Ⅲ 利益処分額 II 積立金振替額 I 当期未処分利益 積立金振替額 合計 積立金 目的積立金 前中期目標期間繰越積立金 当期総利益 102, 920 19, 576 1, 638, 614 1, 516, 117 (単位:千円) 122, 497

< V VI 行政サービス実施コスト 機会費用 引当外退職給付增加見積額 業務費用 1 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 引当外賞与増加見積額 損益外滅価償却相当額 業務費用 2 2 地方公共団体出資の機会費用 損益計算書上の費用 (10) 9 8 3 6) 5 4 3 (控除) 自己収入等 **ω 4** Ξ 29 業務費 合字 雑技 福味利准 資産見返寄附金戻入 財務収益 外部資金導入研究収益 指導事業収益 受講料収益 臨時損失 受託事業収益 使用料収益 于数料収益 一般管理費 \triangle 169, 134 \triangleright \triangle 366, 164 \triangle 41, 176 3, 145, 160 4, 972, 732 △ 4,872 △ 3, 430 \triangle 5, 451 365, 722 328, 936 △ 430 33, 662 △ 783 1, 425 1, 306 8, 120, 624 , 920, 553 \triangle 106, 945 8, 174, 534 7, 200, 071 399, 384 675, 271 6, 753

行政サービス実施コスト計算書 (2020年4月1日~2021年3月31日)

単位:千円)

(重要な会計方針)

運営費交付金収益の計上基準 業務等機造庫を採用しております。 業務等機造庫を採用しております。 また、業務の通行投資と運賃等交付金の対応関係が明確である活動を除く管理額門の活動については 期間進行基準を採用しております。

建物 構築物 機械装置 車両運搬具 工具器具備品 3年~50年 10年~50年 6年~12年 3年~4年 2年~10年

特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準 第87)の減価償却相当額については、 損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

2)

無形固定資産 定額法を採用しております。 配用年数は法人税法上の耐用年数を基準としていますが、法人内利用のソフトウェアに のいては、法人内における利用可能期間(5年)で償却を実施しております。

司当金の計土基準 (1) 遠線給付に係る可当金及び見債額の計上基準 (1) 遠線給付に係る可当金及び見債額の計上基準 (2) 遠線 特点については通常費交付金により貯顔措置がなされるため、遠職給付に係る 退職・場合については通常費交付金により財節措置がなける別当外退職給付趙加見額額は、当事業年度末に また、行復費レービス銀管コスト計算当における引当外退職給付退債額がら前事業年度末の退職給付見稅額 を控除した額から、退職者に係る前事業年度末の退職給付見債額相当額を控除して計算して いいよよ。

賞与に係る引当金及び見荷額の計上基準 賞与については翌期以降の運営費交付会により財源措置がなされるため、賞与に係る引当会は 計上しておりません。 なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の 引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を整除した額を計上しております。

2

- 貸倒引当金の計上基準 原則前納のため、一般債権については貸倒引当金を計上しておりません。貸倒懸念債権等 称定の債権については衡別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3

たな卸資産の評価基準及び評価方法 実験用款薬(薬品) 個別法による低価法を採用しております。

今公確党選及び負債の本邦通貨への教育基準 分割権金製債権債務は、当事業作度末日の直動為替相場により円貨に換算し、 検算差額は損耗として処理しております。

「安東市・ビス実施コスト計算的における機会費用の計上方法 (1) 国又は地方公共団体の計画の無償又は認識された使用料による貸借取引の機会費用 東京都行政財産使用条例に基づき使用料を算定しております。

(2) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率 決算日における新発10年国債の利回りである0.120%で計算しております。

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

財務諸表及び附属明細苔の表示単位 千円未満切り拾てにより表示しております。

附 属 明 細 書

(W/6: 4:00)

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価債却費(「第87 特定の費却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細

					(単位;千				
ate ats	T. 5216	期首残高	当期增加額 当期減少額 期末残高 減価償却等		累計額	差引	摘要		
H SE	資産の種類		크게백개점	□ 为1 所(少 的)(州本2天岡	[当期償却額	当期宋残高	194 Sec
	建物	5, 621, 749	222, 739	-	5, 844, 489	4, 296, 420	444, 144	1, 548, 069	
有形圖定資産 (費却費損益内)	構 築 物	71,010	- 1	-	71,010	13, 846	1, 420	57, 163	
	機械装置	25, 265	-	513	24, 751	24, 751	- [0	
	車両運搬具	13, 367	-	-	13, 367	13, 367	- [0	
	工具器具備品	16, 229, 937	1, 242, 666	153, 638	17, 318, 965	15, 045, 403	690, 107	2, 273, 562	
	図 書	35, 242	1, 256	10	36, 489	-	- [36, 489	
	21	21, 996, 572	1, 466, 663	154, 162	23, 309, 073	19, 393, 789	1, 135, 672	3, 915, 283	
	建物	13, 723, 229	-	-	13, 723, 229	4, 858, 103	532, 535	8, 865, 125	
有形固定資産	構 築 物	76, 633	- [-	76, 633	43, 440	4, 739	33, 192	
(償却費損益外)	工具器具備品	1, 679, 092	226, 358	-	1, 905, 450	1, 429, 634	137, 996	475, 816	
	21	15, 478, 954	226, 358	-	15, 705, 312	6, 331, 178	675, 271	9, 374, 134	
非償却資産	土 地	14, 200, 000	-	-	14, 200, 000	-	-[14, 200, 000	
乔贝利贝座	31	14, 200, 000	-	-	14, 200, 000	- [- [14, 200, 000	
有形固定資産 合計	土 地	14, 200, 000	- 1	-	14, 200, 000	-	- [14, 200, 000	
	建物	19, 344, 979	222, 739	-	19, 567, 718	9, 164, 524	976, 680	10, 413, 194	(注1)
	構 築 物	147, 643	-	-	147, 643	57, 287	6, 159	90, 355	
	機械装置	25, 265	- 1	513	24, 751	24, 751	- [0	
	車 両 運 搬 具	13, 367	-	-	13, 367	13, 367	- [0	
	工具器具備品	17, 909, 029	1, 469, 024	153, 638	19, 224, 415	16, 475, 037	828, 104	2, 749, 378	(注1)
	図書	35, 242	1, 256	10	36, 489	- [- [36, 489	
	ät	51, 675, 527	1, 693, 021	154, 162	53, 214, 386	25, 724, 968	1, 810, 943	27, 489, 417	
	特 許 権	182, 823	33, 065	6, 492	209, 396	102, 479	22, 531	106, 916	
	特許権仮勘定	109, 849	47, 673	39, 065	118, 456	- [- [118, 456	
	商 標 権	4, 034	1,886	-	5, 920	2, 602	483	3, 318	
	実用新案権	1, 686	- 1	165	1,521	1,521	- [-	
無形固定資産	意 匠 権	2, 607	2, 828	-	5, 435	1,506	534	3, 928	
	電 話 加 入 権	680	-	-	680	-	- [680	
	ソフトウェア	308, 554	-	-	308, 554	193, 445	40, 386	115, 109	
	ソフトウェア仮勘定	-	233, 640	-	233, 640	-	- [233, 640	
	21	610, 235	319,093	45, 723	883, 606	301,555	63, 935	582, 050	
投資その他の	敷金・保証金	148, 973	-	405	148, 567	- [- (148, 567	
資産	81	148, 973	-	405	148, 567	-	- [148, 567	
固定資	産 合計	52, 434, 736	2, 012, 114	200, 291	54, 246, 559	26, 026, 523	1, 874, 879	28, 220, 035	

(注1) 当期増加額は、資産の取得等によるものであり、主なものは、次のとおりです。

(2) たな卸資産の明細

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細 該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

							(単位:千円)
I	区分	期首残高	当期增加額	当期海	支少額	期末残高	摘要
l		朔日汉周	当例相加铁	目的使用	その他	391小八八回	19035
[貸倒引当金	400	186	586	-	-	
1	gT.	1 400	102	508	_		

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

資本並及い資	本判示金の明神					(単位:千円)
	区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	28, 051, 831	-	-	28, 051, 831	
DATE I	} 	28, 051, 831	-	-	28, 051, 831	
Į.	資本剰余金	1, 775, 559	226, 358	-	2, 001, 917	
資本剰余金	<u> </u>	1, 775, 559	226, 358	-	2,001,917	
夏华别赤亚	損益外減価償却累計額	△ 5, 655, 907	△ 675, 271	-	△ 6,331,178	
	差引計	△ 3,880,348	△ 448, 913	-	△ 4, 329, 261	

(10) 積立金の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (10)-1 租立金の明細 区 分 中小企業支援・研究開発の資質向上及び組織運営・施設・整備の改善目的積立金 (単位:千円) 当期減少額 期首残高 当期増加額 期末残高 319, 214 10,820 227, 113 前中期目標期間繰越積立金 19,576 346, 061 積立金 412,087 増加理由:2019年度の利益処分によるもの 66, 025

東京都公報

(10)-2 目的積立金の取崩しの明細 下小企業支援・研究開発の資質向上及び組織運 営・施設・整備の改善目的積立金 合計 (単位:千円) 755 文房具等管理運営に関する経費 755

(11) 運営費交付金債務及び当期振替等の明細 (11)-1 運営費交付金債務の増減の明細

(単位:千円)

	交付金			当期振替				
期首残高	当期交付額	運営費交付金収益 (注1)	資産見返運営費 交付金	ソフトウェア仮勘定 見返運営費交付金	特許権仮勘定見 返運営費交付金	資本剰余金	小計	期末残高
1, 822, 338	7, 377, 869	7, 519, 713	1, 399, 180	233, 640	47, 673	-	9, 200, 207	-

(注1) 臨時利益に計上した、会計基準第79第5項による振替額1,510,602千円を含んでおります。

(11)-2 運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

1 運営費交付金収益への振替	額及び王な使途の明新	B .		(単位:千円)
区分		運営費交付金収益	費用	運営費交付金の主な使途 主な使途
	技術支援	579, 399	624, 606	人件費: 453,959 役務費: 106,033 消耗品費: 54,417 その他: 10,197
業務達成基準による振替額	製品開発支援	276, 323	272, 198	相純品質:47,031 での他:4,919
	研究開発	890, 941	890, 941	人件費:656,648 役務費:84,010 消耗品費:115,579 その他:34,704
	産業サービス	421, 368	421, 372	人件費: 282,094 役務費: 87,987 消耗品費: 5,744 その他: 45,547
	その他	1, 577, 166	1, 577, 166	人件費:714,494 - 役務費:421,330 消耗品費:145,067 - その他:296,275
期間進行基準による振替額		2, 263, 911	2, 217, 351	人件費: 727, 290 役務費: 619, 979 消耗品費: 72, 028 その他: 798, 054
費用進行基準による振替額	費用進行基準による振替額		-	費用進行基準を採用した業務はなし
会計基準第79条第5項に基づく振替額		1, 510, 602	-	
合計		7, 519, 713	6, 003, 636	

2 資産見返運営費交付金、建設仮勘定見返運営費交付金、特許権仮勘定見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細

(単位:千円)

セグメント	資産見:	返運営費交付金への振替	ソフトウェア仮勘	定見返運営費交付金への振替額	特許権仮勘定	見返運営費交付金への振替額	資本剰余金への振替	
E2721	振替額	主な使途	振替額	主な使途	振替額	主な使途	振替額	主な使途
技術支援	106, 562	建物付属設備: 4,125 工具器具備品: 102,437	-		-		-	
製品開発支援	72, 498	建物付属設備: 4,125 工具器具備品: 68,373	-		-		-	
研究開発	72, 196	工具器具備品: 72,196	-		-		ı	
産業サービス	1,012	図書: 1,012	1		37, 965	特許権仮勘定: 37,965	-	
その他	1, 136, 690	建物付属設備: 211,299 工具器具備品: 925,146 図書: 243	233, 640	建設仮勘定: 233,640	9, 707	特許権仮勘定: 9,707	-	
法人共通	10, 219	建物付属設備: 3,190 工具器具備品: 7,029	-		-		ı	
合計	1, 399, 180		233, 640		47, 673			

(11)-3 運営費交付金債務残高の明細

(単位:千円)

運営費交付金債	務残高	使用見込み
業務達成基準を採用した	_	
業務に係る分		
期間進行基準を採用した業務	_	
に係る分	_	
費用進行基準を採用した業務	_	費用進行基準を採用した業務はなし
に係る分		資用地1 選挙を採用した米例はなし
itt	_	
ÞΤ	_	

(12) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

補助金等の明細			t-n^	. ⊋l. An TRI der der	(当	(位:千円)
区分	期首残高	当期交付額	左の会 資産見返補助金等	左の会計処理内訳 資産見返補助金等 収益計上		摘要
国立研究開発法人 科学技術振興機構 研究成果展開事業	-	2, 600	599	1, 619	380	
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 医薬品等規制調和・評価 研究事業	-	650	-	638	11	
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 橋渡し研究戦略的 推進プログラム	-	1,760	-	1, 760	1	
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 医療分野研究成果展開事業	-	2, 015	-	2, 013	1	
公益財団法人 精密測定技術振興財団 調査・研究事業	-	2, 300	1, 698	601	-	
公益財団法人天田財団 研究助成事業	3, 407	-	-	1, 858	1, 549	

	左の会計処理内訳					lefe and	
区分	期首残高	当期交付額	資産見返補助金等	収益計上	期末残高	摘要	
一般社団法人日本機械学会 提案公募型研究事業	1	310	-	310	ì		
一般社団法人 日本非破壊検査協会 研究助成事業	1	1,000	1	841	158		
クボタ若手研究者 研究奨励制度	1	1,000	828	99	72		
関東経済産業局 戦略的基盤技術 高度化支援事業	1	31, 643	19, 669	11, 974	1		
国立研究開発法人 新エネルギー・産業 技術総合開発機構 ベンチャー企業等による 新エネルギー技術革新 支援事業	1	8, 022	-	8, 022	1		
国立研究開発法人 新エネルギー・産業 技術総合開発機構 海洋生分解性プラスチックの 社会実装に向けた 技術開発事業	ī	2, 420	-	2, 232	187		
計	3, 407	53, 721	22, 795	31, 972	2, 361		

(13) 役員及び職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区分	報酬又	は給与	退職給付		
<u>►</u> □	支給額	支給人員	支給額	支給人員	
役員	(917)	(2)	(-)	(-)	
[[]	45, 277	3	4, 680	1	
職員	(117, 538)	(53)	(-)	(-)	
概員	2, 354, 697	301	126, 321	15	
合計	(118, 456)	(55)	(-)	(-)	
百百	2, 399, 974	304	131,001	16	

- (注1) 役員に対する報酬等の基準及び職員に対する給与及び退職手当の支給基準は以下の諸規程に基づいています。

 - ①地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター役員給与規程 ②地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター役員退職手当規程
 - ③地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員給与規程
 - ④地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員退職手当規程
 - ⑤地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付職員給与規程
 - ⑥地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付職員退職手当規程
- ⑦地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターワイドキャリアスタッフ職員給与規程 支給人員は、年間平均支給人員数を記載しています。 (注2)
- (注3))は非常勤の役職員に対する支給額及び人数を外数で記載しています。
- 上記明細は給与、賞与、諸手当の合計額で、法定福利費は含まれていません。 (注4)
- (注5) 上記明細には人材派遣及び臨時職員に係る人件費は含まれていません。

(14) 科学研究費補助金等の明細

(単位・4円)

			(単位:1円)
種目	当期受入	件数	摘要
基盤研究(A)	(3, 330) 999	3	
基盤研究(B)	(3, 550) 1, 065	5	
基盤研究(C)(基金分)	(13, 634) 4, 090	24	
挑戦的萌芽研究(基金分)	(2, 600) 780	2	
若手研究 (基金分)	(23, 700) 7, 110	21	
研究活動スタート支援	(1, 100) 330	1	
合計	(47, 914) 14, 374	56	

- (1) 当期受入には、間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()に記載しております。 なお、他機関へ送金する分担金相当額を除き、他機関から受領する分担金相当額を含めております。
- (2) 件数には、当期受入のうち、間接経費が交付された件数を記載しております。

(15) 開示すべきセグメント情報

17

	技術支援	製品開発支援	研究開発	産業サービス	その他	8†	法人共通	合計
I 事業費用、事業収益及び事業損益								
事業費用								
業務費						1		
人件費	819, 450	266, 308	722, 737	329, 839	206, 932	2, 345, 269	-	2, 345, 269
減価償却費	160, 738	102, 342	127, 818	26, 516	462, 640	880, 055	- [880, 05
業務費	256, 264	221, 400	245, 206	158, 609	865, 926	1, 747, 407	-	1,747,40
一般管理費								
人件費	-	-	-	-	33, 041	33, 041	993, 393	1,026,43
減価償却費	-	-	- 1	-	-	-	319, 552	319, 552
その他の一般管理費	-	-	-	-	-	- 1	1, 800, 479	1,800,479
ät	1, 236, 453	590, 050	1, 095, 763	514, 966	1, 568, 540	5, 005, 774	3, 113, 424	8, 119, 198
李業収益								
運営費交付金収益								
標準運営費交付金収益	590, 172	273, 099	806, 471	413, 255	-	2, 082, 999	2, 348, 944	4, 431, 94
特定運営費交付金収益	126, 959	40, 092	119, 973	16, 705	1, 099, 951	1, 403, 683	173, 483	1,577,16
手数料収益	312, 591	15, 244	-	-	1,099	328, 936	-	328, 936
使用料収益	-	163, 396	-	1, 083	4, 543	169, 024	110	169, 134
受講料収益	-	-	-	3, 430	-	3, 430	- [3, 430
指導事業収益	783	-	-	-	-	783	-	783
受託事業収益	- 1	-	-	53, 906	305	54, 211	311,952	366, 164
外部資金導入研究収益	-	-	41, 176	-	-	41,176	-	41, 17
財務収益	- [-	-	-	-	- [430	431
雑益	- [-	173	64	-	237	4, 634	4, 87:
科研費間接経費収益	-	-	149	-	-	149	-	149
資産見返勘定戻入	160, 732	102, 342	127, 813	26, 516	462, 640	880, 044	319, 552	I, 199, 596
3†	1, 191, 240	594, 175	1, 095, 757	514, 962	1, 568, 540	4, 964, 676	3, 159, 108	8, 123, 785
事業損益	△45, 212	4, 125	△5	△3	-	△41,097	45, 683	4, 586
Ⅱ 臨時損益等								
臨時損失								
固定資産除却損	117	0	13	1, 295	-	I, 425	-	1,42
計	117	0	13	1, 295	-	1, 425	-	1, 42
臨時利益								
標準運営費交付金収益	-	-	45, 198	28, 720	-	73, 918	-	73, 91
特定運営費交付金収益	30, 657	9, 681	28, 971	4, 033	1, 265, 647	1, 338, 992	97, 691	1, 436, 68
固定資産売却益	0	153	16	-	-	169	-	16
貸倒引当金戻入	-	-	-	-	-	-	2	
資産見返運営費交付金戻入	117	0	13	1, 295	-	I, 425	-	1,42
資産見返受贈額戻入	-	0	0	-	-	0	-	

1, 414, 506

1,371,983

1, 371, 983

143, 377

144, 133

1,515,36

1, 516, 117

	技術支援	製品開発支援	研究開発	産業サービス	その他	#H	法人共通	合計
Ⅲ 行政サービス実施コスト								
業務費用								
担益計算書上の費用	1, 236, 595	590, 050	1, 095, 776	516, 261	1, 568, 540	5, 007, 224	3, 113, 400	8, 120, 62
(控除)自己収入	△ 313, 375	△ 178,838	△ 46,774	△ 58,485	△ 5,948	△ 603, 422	△ 317, 130	△ 920, 55
業務費用合計	923, 219	411, 212	1,049,001	457,776	1, 562, 592	4, 403, 801	2, 796, 269	7, 200, 07
損益外減価償却相当額	27,008	82, 531	22, 655	-	-	132, 196	543, 074	675, 27
引当外賞与増加見積額	1,647	526	1, 452	655	479	4, 761	1, 992	6, 75
引当外退職給付增加見積額	△ 26,094	△ 8,341	△ 22,993	△ 10,373	△ 7,593	△ 75, 396	△ 31,548	△ 106, 94
機会費用								
国又は地方公共団体財産の無償又 は減額された使用料による賃貸取 引の機会費用	-	-	-	-	-	-	365, 722	365, 72
地方公共団体出資の機会費用	- [-	-	-	-	-]	33, 662	33, 66
行政サービス実施コスト	925, 780	485, 929	1, 050, 116	448, 057	1, 555, 478	4, 465, 362	3, 709, 172	8, 174, 53
Ⅳ 総資産								
土地	-	-	- [-	-	-	14, 200, 000	14, 200, 000
建物	280, 421	117, 954	- 1	19, 085	651, 796	1, 069, 257	9, 343, 937	10, 413, 19
構築物	-	-	-	-	-	-	90, 355	90, 35
機械装置	0	0	0	-	-	0	-	(
車両運搬具	- [-	-	-	-	-	0	(
工具器具備品	495, 329	383, 752	359, 860	1,359	1, 452, 189	2, 692, 491	56, 886	2, 749, 37
ソフトウェア仮勘定	- [-	-	-	233, 640	233, 640	-	233, 640
現金及び預金	- [-	- 1	-	-	- [4, 396, 998	4, 396, 99
その他	61,810	2, 461	131, 177	260, 938	128, 864	585, 253	158, 850	744, 10
31	837, 561	504, 167	491,037	281, 384	2, 466, 490	4, 580, 642	28, 247, 028	32, 827, 67.

74, 180

74, 180

32, 750

32, 750

1, 265, 647

1, 265, 647

(注1) セグメントの区分は第3期中期計画における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づいております。

△ 14,554

△ 14,554

13, 960

13,960

(注2)各セグメントの業務内容

当期純桐益

目的積立金取崩額 当期総損益

技術支援 : 主に中小企業に対し、職員の専門的な知識を活用し、来所、意話、電子メール等による技術相談や、導入した機器を活用し、高品質、高性能、高安全性など付加価値の高いものづくりを支援する依頼試験を行う。 製品開発支援 : 主に中小企業では導入が困難な制定機器や分析機器を整慮し、中小企業における新製品・新技術開発のために行う機器利用、自社製品を開発する際の上液工程の技術運搬解決に対応するためオーダーメード開発支援を行う。 研究開発 : 主に機械、電気・電子、情報、化学、バイオ等の基盤技術分野に対する基盤研究、基盤研究で得られた研究成果を効率的かつ効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や

業界団体、大学、研究機関と協力して行う共同研究、技術開発の要素が大きい経済産業者や文部科学者などの提業公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指すとともに、採択された研究を行う経業公募型研究を行う。 産業サービス:主に公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下、「中小企業振興公社」という。)の経営支援師門等他の機関との連携を活用して、セミナーの開催や企業への実地技術支援等を行う技術経営支援、産学公連携の 拠点となる「東京イノペーションハブ」にて、中小企業と大学、学協会、研究機関との連携を促動するセミナーや交流会、展示会を行う産業交流、新技術、産業動向、国際化対応などに関するセミナーや実践に役立つ

現点となる「果水イ/ベーションハフ」にて、中小企業と大学、学協会、特先機関との連携を他権するでき、サーベア政会、販売会を行り進業支配。新技術、進業制用、国際化対応などに関するでき、サーベ業 講習会の開催により、中小企業の新製品・新サービスの創出を担う人材育成を進めるとともに、本部の期設に伴い整備した機器を活用し、研究開発や製造技術の高度化を担う中小企業の産鬼人材の育成を支援する技術 セミナー・講習会、東京縣 医市町村、中小企業展展公社、前工会議所、前工会などの支援機関等が実施する講座さ、イベント・展示会・の参加を通じ、都歴技術の事業を積極的に降し利用低大につなげる情報発信を行う。 : 主に特定運営費交付金にて実施される都内中小企業の工業製品の出張放射線検査、中小企業の56・1oT・ロボット管及促進事業、就空機産業への参入支援事業、障害者スポーツ研究開発推進事業、

その他 : 主に特定運営費交付金にて実施される都内中小企業の工業製品の出張放射線検査、中小企業の56・10T・ロボット普及促進事業、航空機産業への参入支援事業、障害者スポーツ研究開発推進事業、 バイオ基盤技術事業、プラスチック代替素材事業、ものづくりベンチャー事業、都政課題解決プロジェクト、情報システムの整備(総務財務システム)等及び共済組合負担金、退職手当の支払いを行う。 法人共通 : 上記以外の業務を行う。

- (注3) 事業費用のうち、法人共通に含めた配賦不能事業費用は、3,113,424千円であり、その主なものは管理部門に係る費用であります。
- (注4) 事業収益のうち、法人共通に含めた配賦不能事業収益は、3,159,108千円であり、その主なものは管理部門に係る収益であります。
- (注5) 総資産のうち法人共通の項目に含めた全社資産は、主に現物出資資産、現預金及び管理部門に係る資産であります。

(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(16)-1 現金及び預金の明細

			(単位:十円)
	区分		金額
現		金	988
規 預		金	4, 396, 010
	合計		4, 396, 998

行

定 価

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 |勝 美 印 刷 株 式 会 社

郵便番号



リサイクル適性(例)